

6. 漁網防汚剤に係る排出量

(1) 使用及び排出に係る概要

① 推計対象物質

水産庁によると、漁網防汚剤に含有される成分で対象化学物質に該当する物質は、ポリカーバメート(物質番号※:329)、ほう素化合物(405)(以上2物質は有効成分)、キシレン(80)(溶剤)の3物質である。なお、漁網防汚剤に用いられているポリカーバメートは医薬部外品であり、農薬取締法の登録農薬には該当しない。

※:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

② 届出外排出量と考えられる排出

上記①に示す漁網防汚剤は、非対象業種である漁業や水産養殖業で用いられるものであることから、届出外排出量の推計対象とした。

③ 物質の排出

漁網防汚剤は、養殖場(主として「ぶり」及び「まだい」)で用いられる網及び漁業の定置網に塗布されている。染色のように網をタンク中の薬品につけ込んだ後、溶剤を蒸発させ、有効成分が付着した網を海水中で使用する。したがって、溶剤であるキシレンは大気中に、有効成分は海水中に全量が排出されるものと仮定した。なお、漁網防汚剤の塗布作業は養殖場又は定置網が張られる場所と同一とみなし、排出量の推計を行った。

(2) 利用したデータ

推計に利用したデータの種類やそれらの出典等を表 6-1 に示す。

表 6-1 漁網防汚剤の推計で利用したデータの種類(令和元年度)

	データの種類	資料名等
①	需要分野別・対象化学物質別の全国使用量(t/年)	水産庁による調査(令和元年使用量)
②	環境中への排出率(%)	-(100%(全量排出)と仮定)
③	需要分野別・都道府県への配分指標の値(表 6-3 及び表 6-4 参照)	令和元年漁業・養殖業生産統計(令和2年5月、農林水産省)

(3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

推計対象年度の使用量の全量が環境中へ排出されるものと仮定し、業界団体から得られた漁網防汚剤の全国使用量のデータ、都道府県別の収穫量の統計データを使用して、全国及び都道府県別の排出量を推計した。

漁網防汚剤からの排出量の推計フローを図 6-1 に示す。なお、図中のデータ①～③の番号は表 6-1 の番号に対応している。

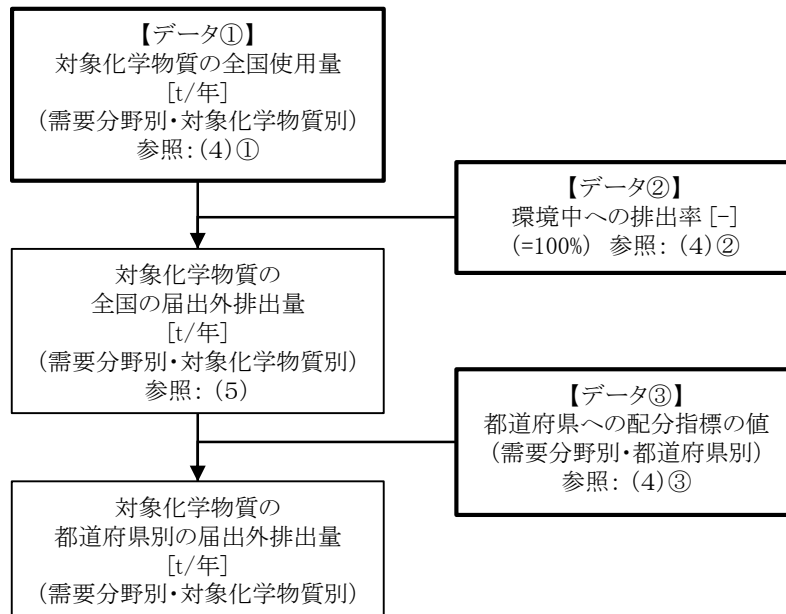


図 6-1 漁網防汚剤に係る排出量の推計フロー

(4) 推計方法の詳細

漁網防汚剤に係る排出量は、対象化学物質の全国使用量が全量環境中へ排出すると仮定して全国の排出量を算出し、それを都道府県に配分することにより都道府県ごとの排出量を推計した。具体的なパラメータの設定方法を①～③に示す。

① 需要分野別・対象化学物質別の全国使用量

水産庁の調査により、漁網防汚剤に含まれるポリカーバメート、ほう素化合物(トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン等2物質)、キシレンの全国使用量が把握できる。本データは、令和元年1月～12月までの漁網防汚剤の使用量を調査したものであるが、これらを令和元年度の使用量とみなした。なお、集計値は毎年更新される。

表 6-2 海面養殖等に係る漁網防汚剤の全国使用量(令和元年度)

対象化学物質			全国使用量(t/年)			
			海面養殖	定置網	合計	
有効成分	329	ポリカーバメート	0.17	172	172	
	405	ほう素化合物(ほう素換算後)	0.42	1.0	1.4	
		※物質別の使用量(ほう素換算していない値)				
		・トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン	3.2	15	18	
		・トリフェニル(3-(2-エチルヘキシル)プロピルアミン)ボロン	14	27	41	
溶剤	80	キシレン	1,570	2,887	4,456	
合計			1,571	3,060	4,630	

出典：水産庁調査(令和元年1月～12月の使用量)

注1：ほう素化合物は、トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン等2物質の全国使用量に対し、それぞれのほう素への換算係数を乗じて算出。

・トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン(分子量 511)の換算係数:0.0212

・トリフェニル[3-(2-エチルヘキシル)プロピルアミン]ボロン(分子量 428)の換算係数:0.0252

注2：以降の表については、四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しないことがある。

② 排出率

溶剤として用いられるキシレンは大気へ、有効成分のポリカーバメート及びほう素化合物は公共用水域へ、使用量の全量が環境中へ排出される(排出率=100%)と考えられる。

③ 需要分野別・都道府県への配分指標の値

水産庁へのヒアリング調査によると、養殖に用いられる漁網防汚剤のうち、有効成分として対象化学物質(ポリカーバメート等)を含むものは「ぶり」、「まだい」の養殖を中心に使用され、「ぶり」「まだい」以外の養殖に用いられる漁網防汚剤の有効成分に対象化学物質は含まれていない。一方で、溶剤として使用されるキシレンは、「ぶり」や「まだい」以外も含めた養殖用漁網全般に使われる。したがって、海面養殖に係る都道府県別の使用量は、有効成分は「ぶり」「まだい」の収穫量、溶剤は養殖業における収穫量に比例するとみなした。また、定置網に係る使用量は、定置網による漁獲量に比例するとみなした(表 6-3)。

なお、統計資料に秘匿箇所がある場合には、秘匿箇所を除いた都道府県の合計値と合計欄の数値の差(秘匿箇所の合計値)を算出し、秘匿箇所に該当する都道府県の前年の値に比例して配分した。

都道府県別の配分指標とその構成比については、表 6-4 に示す。

表 6-3 漁網防汚剤に係る需要分野別の都道府県への配分指標(令和元年度)

需要分野等		配分指標	資料名
海面 養殖	有効成分	「ぶり類養殖」「まだい養殖」の収穫量合計	令和元年漁業・養殖業 生産統計(令和2年5月、 農林水産省)
	溶剤	「海面養殖」の収穫量	
定置網		「大型定置網」等の定置網の漁獲量合計	

表 6-4 漁網防汚剤に係る配分指標及びその構成比(令和元年度)

都道府県	養殖(収穫量:千t)				定置網(漁獲量:千t)			都道府県別構成比		
	ぶり養殖	まだい養殖	ぶり・まだい合計	海面養殖合計	大型・中型	小型	定置網合計	海面養殖(有効成分)	海面養殖(溶剤)	定置網
1 北海道				74	93	37	130		8.1%	35%
2 青森県				99	4.0	11	15		11%	4.1%
3 岩手県				30	42	1.9	44		3.2%	12%
4 宮城県				74	45	3.2	48		8.1%	13%
5 秋田県				0.20	1.0	1.0	2.0		0.022%	0.54%
6 山形県					0.011	0.40	0.41			0.11%
7 福島県				0.10					0.011%	
8 茨城県				0.050	0.71		0.71		0.005%	0.19%
9 栃木県										
10 群馬県										
11 埼玉県										
12 千葉県		0.016	0.016	5.7	8.1	0.80	8.9	0.008%	0.62%	2.4%
13 東京都		0.005	0.005	0.050				0.003%	0.005%	
14 神奈川県				0.90	5.7	1.0	6.7		0.10%	1.8%
15 新潟県				1.1	4.1	1.0	5.1		0.12%	1.4%
16 富山県					12	1.0	13			3.5%
17 石川県				1.6	14	1.1	15		0.18%	4.0%
18 福井県		0.10	0.10	0.30	6.6	0.60	7.2	0.051%	0.033%	2.0%
19 山梨県										
20 長野県										
21 岐阜県										
22 静岡県	0.20	0.80	1.0	2.4	3.9	0.50	4.4	0.51%	0.26%	1.2%
23 愛知県				10		0.30	0.30		1.1%	0.081%
24 三重県	2.1	3.8	5.9	20	5.7	0.90	6.6	3.0%	2.2%	1.8%
25 滋賀県										
26 京都府				0.80	7.0	0.50	7.5		0.088%	2.0%
27 大阪府	0.077	0.016	0.093	0.40		0.10	0.10	0.047%	0.044%	0.027%
28 兵庫県	0.31	0.065	0.37	66	0.64	0.70	1.3	0.19%	7.2%	0.36%
29 奈良県										
30 和歌山県	0.11	1.8	1.9	3.1	1.7	0.40	2.1	0.97%	0.34%	0.57%
31 鳥取県				1.3		0.40	0.40		0.14%	0.11%
32 島根県				0.40	5.3	1.2	6.5		0.044%	1.8%
33 岡山県				19		0.30	0.30		2.1%	0.081%
34 広島県	0.10	0.20	0.30	101		0.30	0.30	0.15%	11%	0.081%
35 山口県		0.032	0.03	1.2	1.5	0.90	2.4	0.016%	0.13%	0.65%
36 徳島県	3.8	0.20	4.0	11	0.11	1.0	1.1	2.0%	1.2%	0.30%
37 香川県	7.8	0.40	8.2	20	0.053	0.60	0.65	4.1%	2.2%	0.18%
38 愛媛県	20	36	56	64		0.30	0.30	28%	7.0%	0.081%
39 高知県	11	6.3	17	20	12	0.40	12	8.8%	2.2%	3.3%
40 福岡県				41		0.60	0.60		4.5%	0.16%
41 佐賀県	0.90	0.20	1.1	67	0.57	0.70	1.3	0.56%	7.3%	0.34%
42 長崎県	9.1	2.0	11	24	7.3	5.9	13	5.6%	2.6%	3.6%
43 熊本県	4.9	8.3	13	49	0.042	0.60	0.64	6.7%	5.4%	0.17%
44 大分県	20	0.40	21	24	0.053	2.4	2.5	10%	2.7%	0.66%
45 宮崎県	12	0.90	13	13	2.5	1.1	3.6	6.3%	1.4%	1.0%
46 鹿児島県	43	0.90	44	49	3.6	1.5	5.1	22%	5.4%	1.4%
47 沖縄県		0.065	0.065	18	0.10		0.10	0.033%	2.0%	0.027%
全国	136	62	198	912	287	82	369	100%	100%	100%

出典:令和元年漁業・養殖生産統計(農林水産省)に基づく。秘匿箇所は推計による。
注:表中の空欄は0である。

(5) 推計結果

漁網防汚剤に係る排出量推計結果を表 6-5 に示す。漁網防汚剤に係る対象化学物質(3物質)の排出量の合計は約 4.6 千 t と推計された。

表 6-5 漁網防汚剤に係る排出量推計結果(令和元年度:全国)

対象化学物質		全国排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	海面養殖	定置網	合計
80	キシレン	1,569,964	2,886,514	4,456,478
329	ポリカーバメート	168	172,283	172,451
405	ほう素化合物	420	1,000	1,420
合 計		1,570,552	3,059,796	4,630,349